

十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画

令和7年4月

十 日 町 市

目 次

第1章 推進計画の基本的事項	1
第1節 推進計画策定の趣旨及び改定	1
第2節 推進計画の位置付け	1
第3節 推進計画の期間	1
第2章 十日町警察署管内の犯罪と少年補導の現状	2
第1節 犯罪の発生状況	2
1 刑法犯認知件数年次別推移	2
2 刑法犯罪種別発生状況	2
3 窃盗犯手口別発生状況	3
4 特殊詐欺の被害状況	3
第2節 少年補導の現状	4
1 非行少年の検挙・補導状況の年次別推移	4
2 罪種別検挙・補導状況	5
3 不良行為少年の補導状況	5
第3章 犯罪のない安全・安心なまちづくりの基本目標と基本方針	6
第1節 基本目標	6
第2節 基本方針	6
1 意識づくり	6
2 地域づくり	6
3 環境づくり	7
第4章 施策の展開	7
第1節 施策の体系	7
第2節 施策の展開	8
1 意識づくり	8
(1) 防犯情報の提供	8
(2) 防犯講習会の開催	8
(3) 施錠の励行による防犯意識の高揚	8
(4) 犯罪被害者等に対する支援	8
2 地域づくり	8
(1) 自主防犯活動の促進	8
(2) 青色回転灯装着車による防犯パトロールの拡充	8
(3) 防犯上の配慮を要する者の安全確保	9
(4) 人材の育成	9
(5) 子どもを犯罪に関わらせないための取組の推進	9

3	環境づくり	9
(1)	公共施設の防犯性の向上	9
(2)	学校・保育所等における安全確保	9
(3)	通学路等における安全確保	9
(4)	道路・公園・駐車（輪）場における防犯性の向上	10
(5)	住宅における防犯性の向上	10
(6)	店舗等における防犯性の向上	10
(7)	環境の美化・保全	10
第5章	推進体制づくり	10
1	推進会議の開催	10
2	推進計画の見直し	10
3	十日町あんしんメールの普及	10

第1章 推進計画の基本的事項

第1節 推進計画策定の趣旨及び改定

市民に身近な日常生活に関わる犯罪被害が多発し、市民の治安に対する不安が高まっていることから、犯罪の未然防止を図るためには、警察力の強化のみでは一定の限界があり、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域自ら守る」との意識で地域、住民、事業者、県及び市町村等行政(以下「行政」という。)、警察などが一体となって、安全・安心な地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

十日町市では、「十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例(以下「条例」という。)」を平成21年4月に制定しました。

この条例は、十日町市における「犯罪のない安全・安心なまちづくり」の基本理念を定め、市の責務及び市民や事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定めたものです。

十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)は、条例に基づき、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するためのものであり、平成22年3月に策定後、平成22年度から安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な展開を進めてきました。

この推進計画は令和7年3月に新潟県が推進計画を改定することに伴い、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの成果や課題を考え合わせ、令和7年4月に改定するものです。

第2節 推進計画の位置付け

推進計画は、条例に基づき、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、市が実施している、あるいは今後実施しようとする施策について、犯罪の防止に配慮した安全・安心なまちづくりという視点から集約し、整合を図り、体系化したものです。

また、推進計画は、国や県の各種計画・指針との整合を図るとともに、十日町市総合計画を上位計画として位置付け策定します。なお、推進計画は、十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴いて策定します。

第3節 推進計画の期間

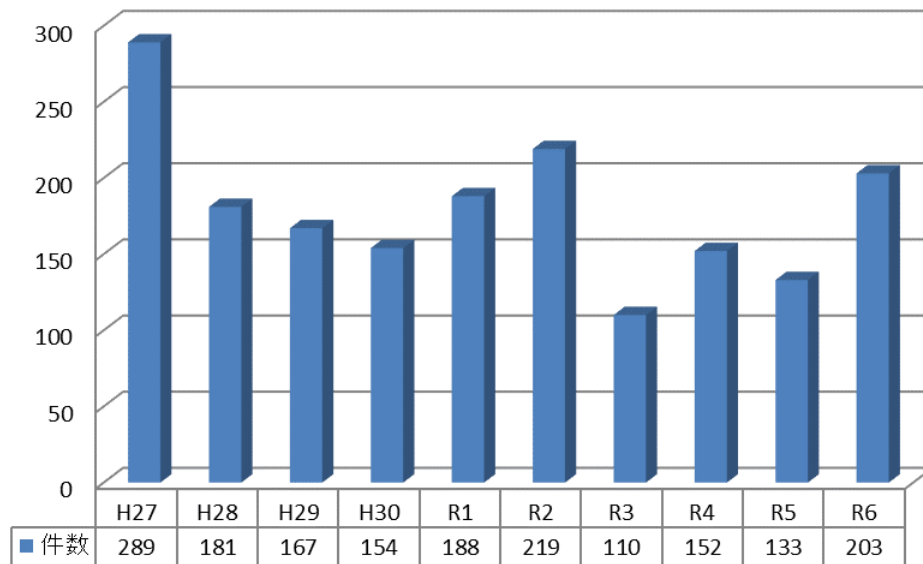
推進計画の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

第2章 十日町警察署管内の犯罪と少年補導の現状

第1節 犯罪の発生状況

1 刑法犯認知件数年次別推移

平成27年以降の十日町警察署管内の刑法犯認知件数は、下記のとおりです。



2 刑法犯罪種別発生状況

窃盗犯（万引き、自転車盗、侵入盗等）が、刑法犯の大半を占めています。

年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成 27 年	0	18	229 (79.2%)	12	0	30	289
平成 28 年	2	15	106 (58.6%)	24	0	34	181
平成 29 年	0	11	115 (68.9%)	15	2	24	167
平成 30 年	2	12	101 (65.6%)	10	0	29	154
令和元年	2	16	127 (67.6%)	10	0	33	188
令和 2 年	3	19	159 (72.6%)	7	0	31	219
令和 3 年	0	21	61 (55.5%)	9	1	18	110
令和 4 年	2	29	74 (48.9%)	8	0	39	152
令和 5 年	1	19	69 (51.9%)	19	1	24	133
令和 6 年	4	23	123 (60.6%)	26	4	23	203

○刑法犯罪の用語

- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ・粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- ・知能犯…詐欺、横領等
- ・風俗犯…不同意わいせつ、公然わいせつ、賭博等
- ・その他…器物損壊、占有離脱物横領等

3 窃盗犯手口別発生状況

窃盗犯のうち、非侵入盗が大半を占めています。侵入盗や車上ねらい、自転車盗の大半（8割近く）が無施錠で被害に遭っています。

年	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	合計
平成 27 年	130	9	90	229
平成 28 年	15	10	81	106
平成 29 年	17	8	87	116
平成 30 年	20	7	74	101
令和元年	22	8	97	127
令和 2 年	50	3	106	159
令和 3 年	9	2	50	61
令和 4 年	12	8	54	74
令和 5 年	23	4	42	69
令和 6 年	16	3	104	123

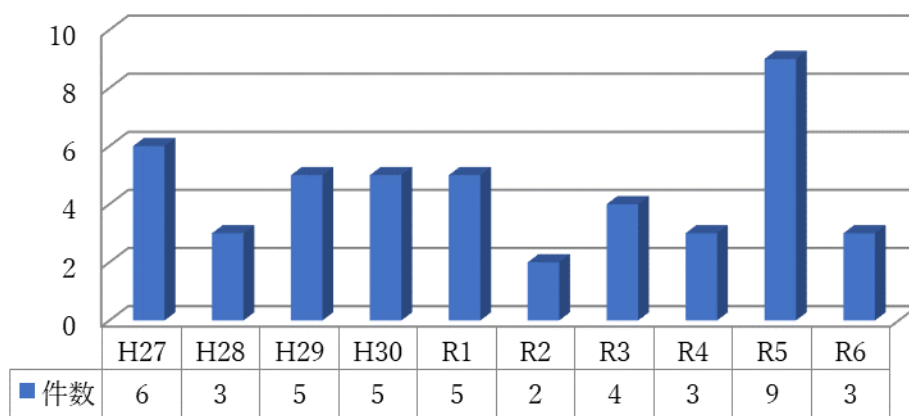
○窃盗犯罪の用語

- ・侵入盗…忍び込み、空き巣、事務所荒し等の罪
- ・非侵入盗…車上狙い、置引き、万引き、すり、ひったくりの罪

4 特殊詐欺等の被害状況

令和 6 年の特殊詐欺の被害件数は 3 件、被害総額は 661 万円と、件数・金額ともに被害は続いています。新潟県においては、202 件、総額 8 億 9,223 万円の被害が発生しており、被害者の約 7 割が 60 歳以上です。最初のだましの手段は、自宅の固定電話への着信が最多でした。

【十日町警察署管内における特殊詐欺被害発生状況】



また、令和 5 年から、SNS 型投資詐欺と SNS 型ロマンス詐欺の被害が多発しています。特徴として、被害の年齢層が多岐にわたること、1 件の被害額が大きいことが挙げられ

ます。

十日町警察署管内の令和6年のSNS型投資・ロマンス詐欺の件数は6件、被害総額は7,038万円の被害が発生しています。新潟県においては131件、総額は14億3,389万円の被害が発生しています。

新潟県内のSNS型投資・ロマンス詐欺発生状況

区分	令和5年		令和6年		増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
SNS型投資・ロマンス詐欺	55	5億9,727万円	131	14億3,389万円	76	8億3,662万円
SNS型投資詐欺	20	3億1,119万円	77	7億8,408万円	57	4億7,289万円
SNS型ロマンス詐欺	35	2億8,608万円	54	6億4,981万円	19	3億6,373万円

十日町警察署管内のSNS型投資・ロマンス詐欺発生状況

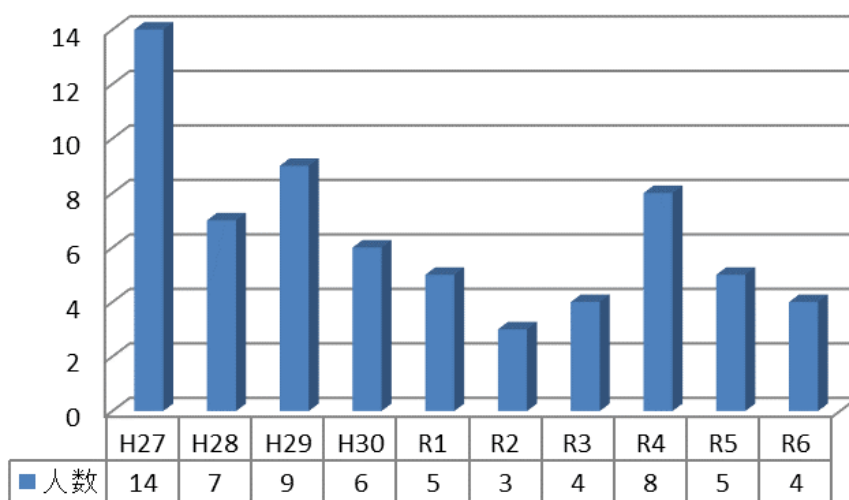
区分	令和5年		令和6年		増減	
	件数	被害金額	件数	被害金額	件数	被害金額
SNS型投資・ロマンス詐欺	1	250万円	6	7,038万円	5	6,788万円
SNS型投資詐欺	0	0円	2	476万円	2	476万円
SNS型ロマンス詐欺	1	250万円	4	6,562万円	3	6,312万円

- ・SNS型投資詐欺…相手方が、主としてSNSその他の非対面での欺罔行為により投資を勧め、投資名目で金銭等を騙し取る詐欺。
- ・SNS型ロマンス詐欺…相手方が、SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭などを騙し取る詐欺。

第2節 少年補導の現状

1 非行少年の検挙・補導状況の年次別推移

平成27年以降の十日町警察署管内の非行少年の検挙・補導人数は、下記のとおりです。平成23年の33人をピークに減少傾向にあります。



2 罪種別検挙・補導状況

罪種別の内訳を見ると、窃盗の比率が高く、半数近くを占めます。

年	特別 法犯	刑 法 犯							合計
		凶悪犯	暴行	傷害	恐喝	脅迫	窃盗	その他	
平成 27 年	3	0	0	0	2	0	6 (42.9%)	3	14
平成 28 年	1	0	0	1	0	0	5 (71.4%)	0	7
平成 29 年	1	0	0	2	0	0	4 (44.4%)	2	9
平成 30 年	2	0	2	0	0	1	1 (16.7%)	0	6
令和元年	2	0	0	0	0	0	3 (60.0%)	0	5
令和 2 年	0	0	0	0	0	0	3 (100%)	0	3
令和 3 年	1	0	0	0	1	0	2 (50.0%)	0	4
令和 4 年	0	0	2	0	0	0	4 (50.0%)	2	8
令和 5 年	2	0	0	0	0	1	2 (40.0%)	0	5
令和 6 年	1	0	1	0	0	0	2 (50.0%)	0	4

- ・上記の数値は、犯罪少年（罪を犯した 14 歳以上の少年）として検挙された少年の数と、触法少年（刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年）として補導された少年の数を合わせたものです。
- ・特別法犯とは、刑法犯及び道路交通関係法令以外の罪をいい、具体的には、軽犯罪法違反、銃刀法違反、県青少年育成条例違反、覚せい剤取締法違反等があります。
- ・その他の刑法犯としては、住居侵入、盗品譲受け、占有離脱物横領等の罪があります。

3 不良行為少年の補導状況

数値は、常習性や悪質性の強い不良行為少年を補導して、保護者や学校等に連絡した件数です。令和 5 年度から深夜はいかいが増加しているのは、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症以降に伴う反動だと考えられます。

年	飲酒	喫煙	暴走行為	深夜 はいかい	家出 外泊	迷惑行為	その他	合計
平成 27 年	0	7	0	10	0	0	0	17
平成 28 年	2	11	3	23	3	0	0	42
平成 29 年	1	10	0	23	2	4	4	44
平成 30 年	13	4	0	16	1	2	0	36
令和元年	0	2	2	13	0	8	0	25
令和 2 年	0	0	0	13	0	0	2	15
令和 3 年	2	0	0	13	0	0	2	17
令和 4 年	2	2	1	8	1	1	7	22
令和 5 年	1	6	1	29	3	14	1	55
令和 6 年	0	14	0	33	1	2	0	50

第3章 犯罪のない安全・安心なまちづくりの基本目標と基本方針

第1節 基本目標

「市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」を基本目標とし、令和10年度までの4年間において、次の数値目標を設定します。

1 十日町警察署管内の刑法犯発生件数を減少させる

令和6年刑法犯発生件数 203件 → 170件(第二次十日町市総合計画後期基本計画目標値)

2 青色回転灯装着車による防犯パトロール実施団体の増加

令和6年度実施団体 5団体 → 増加させる。

3 あんしんメール、防災行政無線、市報（回覧）、ホームページを活用した防犯情報の発信、及び防犯団体による啓発運動の実施

第2節 基本方針

1 意識づくり

「意識づくり」とは、「地域の安全は地域自ら守る」という地域防犯意識を高める取組です。

発生する犯罪のうち、その多くを占める侵入盗、非侵入盗（車上狙い、置引き、万引き、すり、ひったくり）、乗り物盗等の窃盗の被害は、市民の身近なところで起きています。また、社会的弱者を狙った悪質・巧妙な特殊詐欺や悪徳商法などの犯罪も発生しております。また、近年はSNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺の被害も発生しています。

こうした身近な犯罪の被害に遭わないためには、まず一人ひとりの防犯意識を高めることが必要です。

犯罪のない安全で安心なまちづくりの一つ目の方針は、市民一人ひとりが「地域の安全は地域自ら守る」という意識を持つことであり、市は市民の防犯意識の高揚を図っていきます。

2 地域づくり

近年、少子・高齢化に伴う核家族化や過疎化、生活様式の多様化、情報伝達手段の飛躍的な進歩や変化などを背景として、地域社会における連帯感の希薄化が進み、コミュニティ活動の活力低下が指摘されています。このため、防犯面においても地域社会が担っている「地域住民の目」による犯罪抑止機能が低下しつつあり、「地域の安全は地域自ら守る」という住民の連帯意識を高め、お互いに守り支え合う地域社会を再形成する必要があります。

犯罪のない安全で安心なまちづくりのための二つ目の方針は、「地域の安全は地域自ら守る」という、連帯感ある地域をつくることであり、市はこうした連帯感のある地域づくりを促していきます。

3 環境づくり

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要です。

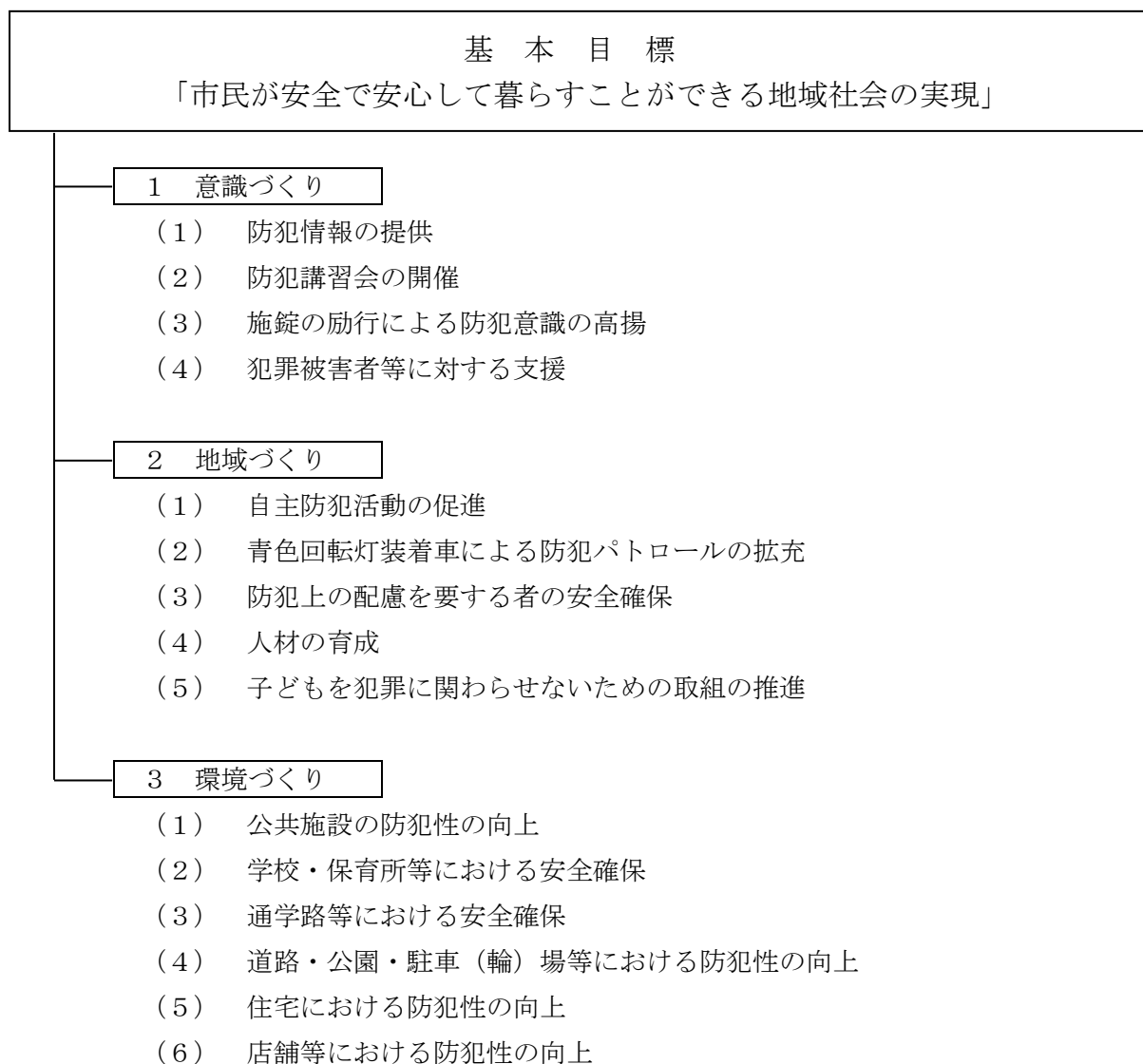
本来安全であるべき学校や通学路において、子どもを対象とした事件や不審者による声かけ・つきまとい事案等が多発しています。道路、公園等での犯罪や住宅への侵入犯罪も依然として続いており、これらをきっかけに凶悪犯罪へ繋がる恐れがあります。

こうしたことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりのための三つ目の方針は、「学校をはじめ公園や道路等の公共施設のほか、一般住宅や事業所においても、施設や建物の防犯性を高めるとともに安全対策」を講じ、犯罪が起こりにくい環境づくりを行います。

第4章 施策の展開

第1節 施策の体系

基本目標を達成するため、3つの基本方針のもとに、それぞれの施策を展開することにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。



第2節 施策の展開

1 意識づくり

(1) 防犯情報の提供

- ① 市報やホームページなどを活用し、自主防犯活動に関する情報提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- ② 市内の犯罪情報・不審者情報などの情報を共有できる仕組みの構築を図るとともに、効果的な情報を発信して被害防止に努めます。
- ③ あんしんメールや防災行政無線を活用し、防犯情報を知らせたい、知ってほしい人に、情報が伝わるよう努めます。

(2) 防犯講習会の開催

- ① 気軽に、楽しみながら防犯に関する知識や技術を習得できるよう、警察等の関係機関と連携しながら、防犯講習会を開催します。
- ② 防犯講習会の開催を希望する団体・グループに対し、専門知識を有する講師を派遣します。

(3) 施錠の励行による防犯意識の高揚

- ① 家や車、自転車などの施錠励行を呼び掛け、自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図ります。

(4) 犯罪被害者等に対する支援

- ① 犯罪被害者等の支援にあたっては、県や警察、民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携を図ります。
- ② ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者を保護するため、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附表（除票を含む）の写しの交付」の請求を制限します。

2 地域づくり

(1) 自主防犯活動の促進

- ① 個人の都合の良い時間を利用した「ながらパトロール」の普及を図ります。
- ② 各地区防犯連絡協議会・町内会等の地域団体が行う、住宅や車の施錠励行を図る防犯診断等の防犯活動を支援します。
- ③ 青少年の非行を未然に防止するため、青少年育成委員等による街頭巡回活動を推進します。
- ④ 世代に関わらずあいさつを交わすことが、地域の一体感を醸成することから、防犯上効果が高い「あいさつ運動」を促進します。

(2) 青色回転灯装着車による防犯パトロールの拡充

- ① 十日町市防犯協議会傘下の各地区防犯連絡協議会が実施する、青色回転灯装着車による防犯パトロールを支援するとともに、青色回転灯装着車による防犯パトロールの拡充を図ります。

(3) 防犯上の配慮を要する者の安全確保

① 子ども等を守る取組み

ア 登下校の時間帯に、子どもを見守る活動を促進します。

イ 「地域安全マップ」を作成し、子どもが危険箇所を認識することで、被害防止を図ります。

ウ 昼間、保護者のいない家庭の児童対策として、放課後児童クラブを開設します。

② 高齢者・障がい者の安全対策

ア 高齢者に接する機会の多い民生委員・児童委員、介護支援専門員等（以下「民生委員等」という。）に対して、犯罪被害の防止についての啓発を行い、犯罪被害の早期発見や未然防止に努めます。

イ 高齢者が安全で安心して暮らせるよう、民生委員等の地域での活動を支援します。

ウ 障がい者と接する機会の多い福祉関係者、ボランティア等に対して、犯罪被害の防止についての啓発を行います。

(4) 人材の育成

① 地域防犯活動の中心となる防犯リーダーを養成します。

② 消費者被害の未然防止を図り、消費生活相談に参画できる人材の養成に努めます。

(5) 子どもを犯罪に関わらせないための取組の推進

① インターネットやSNS等を介して子どもが犯罪に巻き込まれないよう、啓発活動や防犯教育などの取組を推進します。

3 環境づくり

(1) 公共施設の防犯性の向上

① 市が整備する公共施設について、見通しが確保できる構造にするなど、犯罪の防止に配慮します。

② 市が設置した公共施設について、犯罪防止の視点から点検を行い、防犯性の向上を図ります。

(2) 学校・保育所等における安全確保

① 学校や保育所等において、計画的かつ継続的な防犯教育や不審者等の侵入を想定した実践的な訓練を実施し、子どもが状況に応じて自ら安全な行動がとれるよう指導します。

② 子どもに「こども110 番の家」等の場所を周知し、その活用方法について指導します。

③ 学校等の施設は、見通しが確保できる構造に整備するとともに、玄関の施錠やオートロック等の防犯設備を活用し、不審者の侵入防止を図ります。

(3) 通学路等における安全確保

① 登下校の時間帯に、通学路で子どもを見守る活動を促進します。

② 地域住民に、夜間に住宅の門灯や玄関灯を点灯するなど協力を求め、通学路等における暗がりの減少になるよう広報します。

(４) 道路・公園・駐車（輪）場等における防犯性の向上

- ① 道路・公園・駐車（輪）場等の整備にあたっては、見通しの確保や夜間照明の整備など、犯罪の防止に配慮します。
- ② 道路・公園・駐車（輪）場等について、犯罪防止の視点から点検を行い、防犯性の向上を図ります。

(５) 住宅における防犯性の向上

- ① 防犯性の高い住宅を普及させるため、防犯機器や設備などの情報提供を行います。

(６) 店舗等における防犯性の向上

- ① ショッピングセンターなどの大規模小売店舗の設置者に対して、防犯性向上のために必要な情報の提供、指導、助言を行います。
- ② 万引き防止を徹底するため、事業者、団体等との連携を強化し、防犯カメラ、防犯ミラーの設置を働きかけ、万引きをしにくい環境づくりを促進します。

(７) 環境の美化・保全

- ① ごみの不法投棄や落書きなどの小さな犯罪も、放っておくと重大な犯罪の引き金となることから、環境の美化・保全に努めます。
- ② 管理状態に防犯上支障がある空き地・空き家について、その所有者等に対し、適切な防犯措置を講ずるよう指導します。

第５章 推進体制づくり

１ 推進会議の開催

推進計画の進捗状況等に関する評価を行うため推進会議を開催し、推進計画の効果的な推進を図ります。

２ 推進計画の見直し

推進計画の見直しに当たっては、推進会議の意見を聞いて変更します。また、推進計画を見直した場合は、市報やホームページなどを活用して公表します。

３ 十日町あんしんメールの普及

重大な犯罪等の未然防止を図るために、あんしんメールの普及を図ります。

あんしんメール登録者数一覧表（R6. 12月末現在）

（単位：人）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
メール 登録者数	6,448	6,955	7,676	8,393	8,973	10,134	11,260	11,920	12,170	8,712
X登録者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,159
Facebook 登録者数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	524
計	6,448	6,955	7,676	8,393	8,973	10,134	11,260	11,920	12,170	11,395

※令和6年の登録者数減少は、あんしんメールのシステム更新が影響したもの。

